

平成29年第7回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成29年7月6日（木）13時30分から14時19分

2. 開催場所 香美市役所 3F会議室

3. 出席委員 (16名)

会長	19番 原 心一
会長職務代理	3番 公文 久郎
委員	5番 森安 正
	1番 三谷 富重
	2番 大岸 高晴
	4番 三木 克司
	6番 水田 義郎
	7番 上島 陽子
	8番 岡田 修一
	9番 村田 正博
	10番 宗石 和彦
	12番 西岡 久
	13番 堤 昭雄
	14番 西村 広幸
	15番 小松 和啓
	16番 門脇 節夫
	17番 山崎 彰
	18番 小松 源一

4. 欠席委員 (3名)

11番 横山 実男

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可取消報告について
第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
第3号 農地法第18条第6項解約通知報告について
第4号 使用貸借終了農地返還通知について（報告）
第5号 香美市農用地利用集積計画について（諮問）
第6号 香美市農業振興地域整備計画の変更について（諮問）
第7号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 西本 恭久
事務次長 西村 安史
農地主幹 公文 正志
農地主幹 山中 詩麻
農地係長 伊井 英智

7. 会議の概要

開会（13時30分）

議長 ええっと、すみません、定刻が来ましたので。まだ、出席予定者が2名参加しておりませんけども、定刻が来ましたので開催したいと思います。本日は皆様方におかれましては、大変お忙しいところをお越しいただきましてありがとうございます。台風3号ということですね、心配をしておりました高知県も上陸をしてですね、西から東へというふうな横断をする形になりましたけども、台風の被害はさほどなかったようにも思っております。話を聞きますと宿毛の方では、若干被害が出たというところがあるというふうに聞いてますし、新聞等にもボツボツ被害が出ておると聞いておりますが、香美市においてはさほどの被害は無かったように思います。ただ、今度の台風につきましては九州北部においてはですね、洪水というふうな大雨の関係で多大な被害が出てます。私たちもテレビで見るだけしかよく分かりませんけども、まあ、振り返ってみると7月5日、繁藤のあの大災害の時のああいう雨であったかなあというふう

に思うわけですが、まあ、あの時は、神母ノ木の鏡橋を水が乗り越えるというふうな状況になって、やっぱり、山の奥で降った水が下流の方にずっと集積して集まってきて、ああいう洪水になったというふうに思います。

これもそのような形で、同じような形だと思います。まあ、倒木の木ですね、皮が剥がれて枝の付いた、根っここの付いた大きな大木ですよ、川の南岸というか、相當に堰き止められて、段々段々その流木が大きくなって川を水が流れなくなり、両脇へずっと水が流れていますね、大きな被害が出たような姿がテレビで放映されました。まあ、お見舞いどう言いますか、被害を受けた、受けられました皆さんには、お見舞いを申し上げなあと思いますけども、こっちの方では幸い、幸いにも大きな被害はなかったというふうな結果になっています。これから先、台風シーズンを迎えます。皆様方にも十分これから先、ご注意いただきたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは本日の会を進めて参りたいと思いますので、よろしくお願ひを致します。

ええと、会に入ります前に議事録の署名につきまして指名をさせていただきます。堤君と西村君に議事録の本日の署名人を任命させていただきますのでよろしくお願ひを致します。なお、本日欠席届が出ておるのが、横山委員さんから欠席届が出ていてご報告をさせていただきます。なお、本日はですね、県の方から、推進員の皆さん方にどういうふうなお仕事をしていただくかっていうふうな事について説明をさせていただきたいというふうなこともありますね、委員さん共々、その説明会に望んでいきたいというふうに思ってますのでよろしくお願ひをしたいと思います。予定的には本日の会が終了した段階ですね、まあ、その会に移っていきたいというふうに思っています。よろしくお願ひをしたいと思います。

それでは平成29年度の7月の定例会、第7回の定例会を開催致しますのでよろしくお願ひを致します。

ええ、早速ですが、議案第1号農地法第3条の規定による許可取消の報告についての説明をお願い致します。

事務局

報告第1号農地法第3条の許可取消について報告致します。

譲渡人、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]
[REDACTED]、申請地は土佐山田町佐野字フキダ659番、地目は畠、面積は535m²、外6筆計7筆で合計8,253.00m²、取消理由は契約解除権利は所有権移転贈与、許可日は平成29年6月1日です。

以上です。

議長

はい、以上で説明が終わりました。なお、あのう、この点につきましては、私の方から補足をしておきますが、譲受人ですね、[REDACTED]さん1人になっておりましたが、今回、ご夫婦が譲受人になられるという形ですね、取り下げて許可の申請のやり直しというふうな事ですね、議案第2号に出てきますのでご報告をしておきます。この件について何かご質問があれば受けたいと思いますが、格段無いようですので、この件につきましては報告案件で報告のみとさせて頂きます。

続きまして議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局

はい、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]
[REDACTED]、申請地は土佐山田町佐古藪字東ヨシモト329番、地目は畠、面積は2,469m²、外1筆計2筆で合計3,034m²、譲受人の耕作面積は1,073m²、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は1で、10a当たり800,000

円で総額2,427,200円です。

2番、譲渡人、

、申請地は、土佐山田町間字西谷ノ丸399番1、地目は畠、面積は197m²、外2筆計3筆で合計900m²、譲受人の耕作面積は4,931m²、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は2で、10a当り888,888円で総額800,000円です。

3番、譲渡人、

、申請地は土佐山田町佐野字ヲキダ659番、地目は畠、面積は535m²、外6筆計7筆で合計8,253m²、譲受人の耕作面積は17,474.76m²、譲渡理由は子への贈与、譲受理由は親より受贈、権利の種類は所有権移転贈与、資料は3です。

4番、譲渡人、

、申請地は香北町西川字本田甲1910番1、地目は田、面積は511m²、外2筆、計3筆で合計1,951m²、譲受人の耕作面積は368m²、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は4で10a当り169,144円で総額330,000円です。

5番、譲渡人、

、申請地は香北町西川字雨ヶ城乙2244番、地目は畠、面積は779m²、譲受人の耕作面積は368m²、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は5で10a当り89,858円で総額70,000円です。

6番、譲渡人、

、申請地は香北町西川字シバ甲1172番、地目は畠、面積は106m²、外3筆、計4筆で合計4,081m²、譲受人の耕作面積は43,620.35m²、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は6で10a当り400,000円で総額1,636,400円です。

7番、譲渡人、

、申請地は香北町小川字常石518番7、地目は田、面積は48m²、譲受人の耕作面積は6,901m²、譲渡理由は農業廃止(他町)、譲受理由は相手方の要望、権利の種類は所有権移転売買、資料は7で10a当り625,000円で総額30,000円です。

8番、譲渡人、

、申請地は物部町仙頭字カヲタキ1267番、地目は畠、面積は42m²、外1筆、計2筆で合計491m²、譲受人の耕作面積は10,167m²、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転売買、資料は8で10a当り132,450円で総額65,032円です。

9番、譲渡人、

、申請地は物部町庄谷相字西松カサコ820番4、地目は畠、面積は1,119m²、譲受人の耕作面積は5,442.98m²、譲渡理由は兄弟への贈与、譲受理由は兄弟より受贈、権利の種類は所有権移転贈与、資料は9です。

10番、譲渡人、

、申請地は物部町押谷字サヲカ78口、地目は畠、面積は82m²、外2筆、計3筆で合計1,708.00m²、譲受人の耕作面積は、1,477.00m²、譲渡理由は子への贈与、譲受理由は親より受贈、権利の種類は所有権移転贈与、資料は10です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の用件には該当しないものと思われます。

以上です。

議長　ええ、以上説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますので質問ありますか。

委員(5番)　はい。

議長　はい、どうぞ。森安君。

委員(5番)　これ、質疑に入るかどうかですが、4番と5番です。■さん、あのう。事務局の方が写真を撮って、まあ、これ写真を見る限り、まあまあ、草もそれほどではない。1箇所荒れてるところもあるようでしたが、特に地元の方から今まで、はっきりは分かりませんが、親父さんが何年かあたって作りよったようです、この土地。そしたら、普通、■周辺は柚子とか米を作るもんで、草もそう生やさんていうか繁茂せんように作りゆうようでしたが、この方は自然農法というか、そういう事を言うようとして、それと麦をちょっと作ったとか話がありまして、近辺から虫が湧くとか色々草が生えて困るという話らあが農業委員としてちょっとこう何とかならんかという事をよう言われまして、自分は地区も離れていますけんど、ちょうど農業委員をしゅうって事を、私を知つておりまして、まああのう、後々■さんが買う場合にどうなるろうという事を物凄く心配しました。まあ、そういう経過もあって、農業委員会、この調査書というか、これではまあまあ、上等に出でますが、まあ、これを守ってもらうように農業委員会として話さなあいかんかなと思っておりましたら、ちょうど、宗石君が近くでして、話したら草も刈らないかんと言うた。

委員(10番)　言いました。

委員(5番)　ほな、経過を。

委員(10番)　宗石です。ちょうど隣で、隣というか近所で田んぼを作っている■さんていう方から大分前から苦情がありました、「4、5年あそこに住んでるけど、草もろくに刈らんき困る」という事で「売買になつたら困るが、何とかならんか」という相談を受けまして、■さんに草も刈ってくれんとちょっと売買難しいかも分からんという事を言いましたら、まあ、早速きれいに刈ってくれまして。まあ、今後についてはちょっとわかりませんが、家の前は、自分の分は刈つてまして。あと今度買うところはまだちよつと草が残っているようですが、ええ、まずこれ時点では問題がないと思われますので。そういう事情です。■さんにもその点話して、まあ、納得して頂きました。

議長　はい、この■さんのお父さんがあたって作りよったが、昔。

委員(5番)　どうもそんなに、近所の人が言うたし、それが十分な管理をせんという事。それと■さん自身もあの、前におつたところでも、まあ、自然農法と言えば聞こえはいいが、適当に作りよつた。そういう事もよう耳に、地元の人は心配しましたが、まあ、あのう、宗石さんが言うて草を刈るようすき、あのう、ちゃんとした管理はしてもらわなあいかんという事、気をつけてはくれると思いますけど。

議長　この写真は刈った後、写したがですか。

事務局　ええとですね、申請が出て、すぐ私が撮りに行って、この写真を、■さん、資料5のところは家の上段になるんですけど、刈れてなかつたです。

まあ、それを言って、草も刈って農地として管理してくれないとちょっとと言ったら、まあ、その[REDACTED]さんが「じゃあ、暫時刈ります」という事で、刈ってくれた後で撮ってます。

議長 あのう、そういうことで指摘をしたらですね、刈ってくれたという事ですの。で、あのう、委員会として地元の今までの経緯の中では、不安がる人がおるかもわからんけれども、今日の段階ではですね、草刈もしてもらったという事になるとですね、それは許可できんよという訳にはいかんというふうには思います。

まあ、今後の事も非常に心配やと思いますけど、宗石さん、たまたまお家が近くという事ですので、これから先もですね、十分、あのう、そこのところを注意していただきて、問題があれば、また、委員会の方からですね、指摘はさせて頂く事はできますけれども、まあ、本人がやる、やらんについてはですね、またちょっと別の問題ですので。そのところは非常に不安な材料もあるかと思いますけれども、まあひとつ地元の人がご了解いただければそれで賛成という事でお願いしたいとは思います。ええと、他に何か。すいません、事務局から追加があります。

事務局 すいません、4番、5番の案件につきまして、それぞれの申請ではですね、下限面積は満たしませんが、まあ、同時許可においてですね、香北町なので30a満たすことができますので、その点を踏まえて審議をお願いします。

議長 補足踏まえて何か、ご質問はありませんか。格段無ければですね、他に何か。他の案件で何かありませんか。格段無いようですので採決に入っていきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

――異疑なし――

議長 はい、それでは議案第2号農地法第3条による許可申請についてですが、議案どおり賛成の方の挙手をお願い致します。

――全員挙手――

議長 はい、どうも有難うございました。全員賛成です。

ええ、続きまして、議案第3号農地法第18条第6項解約通知報告についての説明をお願いします。

事務局 報告第3号、農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。

1番、貸人、[REDACTED]、借人、[REDACTED]、申請地は土佐山田町林田字塚穴635番、地目は田、面積は852m²、成立日、解約日、引渡日ともに平成29年5月25日、解約理由は借り手の変更です。

2番、貸人、[REDACTED]、借人、[REDACTED]、申請地は土佐山田町影山字ミセマチ田236番、地目は田、面積は347m²、成立日、解約日、引渡日ともに平成29年5月25日、解約理由は借り手の変更です。

3番、貸人、[REDACTED]、借人、[REDACTED]、申請地は土佐山田町中野字東時光石27番1、地目は田、面積は1,239m²、外3筆計4筆で合計3,605m²、成立日は平成29年5月21日、解約日、引渡日ともに平成29年5月29日、解約理由は借り手の変更です。

以上です。

議 長

はい、以上説明が終わりましたが、この件につきましては報告案件ですが、皆さん方からご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。格段無いようですのでこの件につきましては報告のみとさせて頂きます。

続きまして議案第4号使用貸借終了農地返還通知報告について。報告案件ですが、この説明をお願い致します。

事務局

報告第4号 使用貸借終了農地変換通知について説明いたします。

1番、貸人、

、申請地は土佐山田町字古町1656番1、地目は田、面積は4,427.00m²、外11筆計12筆で合計13,937.00m²、変換理由は借り手の変更、終了年月日は平成29年7月6日です。

2番、貸人、

、申請地は香北町大井平字前屋敷196番、地目は田、面積は512m²、外2筆計3筆で合計1,942.00m²、変換理由は借り手の変更、終了年月日は平成28年12月31日です。

以上です。

議 長

はい、以上説明が終わりましたので、この件につきましても報告案件ですが、質問があれば受けたいと思います。何かありませんかね。君、このほら、2番の案件のさん、あんたのお友達のあの人、ネギを作りよった。太陽光の時にいろいろあった。はい、了解です。他にありませんか、何か。格段無いようですので、議案第4号については報告のみとさせて頂きます。続きまして議案第5号香美市農用地利用集積計画についての質問であります、説明をお願い致します。

事務局

質問第5号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明をさせて頂きます。議案書は8ページから、資料は11からとなります。

1番は中間管理機構を活用した売買の案件です。来月出でますが、戸板島で生姜を栽培されているさんへ売買される予定です。

次に、9ページからは強化促進法の利用権設定となります。

1番は借受人は酪農家で一昨年までは年金の関係で娘さんに経営移譲をしていましたが、昨年から経営を再開し、引き続き、牧草を栽培するものです。

2番は新規就農の息子さんへ貸付となります。

3番は再設定となります。

4番、5番、6番は貸付人の高齢化により、借受人が水稻栽培を行います。

7番、8番は借受人が酪農家の方で牧草の栽培を行います。

9番は新規の設定となつてますが、以前から水稻栽培を行つておりまして今回、利用権の設定を行うものです。

10番、11番、12番は同じ借受人の方で青ネギを栽培を行います。

13番は再設定の案件となります。

次、14番は年金の関係で息子さんへ貸付を行つてましたが、その息子さんが平成29年2月に法人を設立したため、その法人へ設定を変更するものです。

先程、あのう、報告第4号で返還の通知のあった方の案件になります。

次に15、16番は、新規設定となつてますが、同月まで契約期間があつたもので、引き続き同じ内容で設定するものです

17から21番は、貸付人、借受人とも同じ自治会の方で、貸し借りを行うものです。

22から32番までは、借受人が平成29年4月に設立されたとなりますが、この法人は農地所有適格法人の要件を満たしておりまして、水稻やねぎを栽培することです。

33番は、相手方の要望により、野菜栽培を行う予定です。

34、35、36番は、同じ借受人で新規設定の方ですが、以前から水稻栽培を行っており、貸付人の希望により、利用権設定し、耕作を行うものです。

いずれも農業安定基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。

以上です。

議長　　はい、以上説明が終わりましたので、ただ今より、質疑を行いたいと思いますが、今回についてはですね、件数が多いわけですので、まあ、皆さん方も十分手前で資料を送っていただいていると思いますが、質問があれば受けたいと思いますのでただ今より、質疑を行いたいと思います。何かありませんかね。格段ありませんか。格段無いようですが、質疑が無いようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

――異疑なし――

議長　　はい、それでは議案第5号香美市農用地利用集積計画の諮問であります。賛成の方は举手をお願い致します。

――全員挙手――

議長　　はい、全員賛成です。有難うございました。続きまして議案第6号香美市農業振興地域整備計画の変更についてをお願いします。説明お願いします。

事務局　　はい、議案第6号香美市農業振興地域整備計画の変更について補足説明をさせて頂きます。

議案書は18ページ、資料は48になります。軽微な変更になりますが、申請者は[REDACTED]の方で周辺で両親と共に農業をしており、農業用機械や道具を置くための倉庫を建てたいとの事です。都市計画区域外で関係部局との調整はなし。周辺農地の同意は得られております。

以上です。

議長　　説明が終わりましたので質疑に入りたいと思いますが、資料は48、写真もついて出ていますので、ちょっとそっちの方も見て頂きたいと思いますが、あのう軽微な変更という事で農業用倉庫にしたいというふうな事の申請であります。何かご質問があれば受けたいと思いますが、まあ、格段、周辺を見てもですね、写真から見ますとどう言いますか、同意の必要性があるとは見受けられませんので問題はないかと思いますが、何かご質問があれば受けたいと思います。格段ありませんかね。ええ、格段無いようですので議案第6号の採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

――異疑なし――

議長　　はい、それでは議案第6号香美市農業振興地域整備計画の変更について諮問であります。原案の通り賛成の方は举手をお願い致します。

――全員挙手――

議長　　はい、どうもありがとうございました。全員賛成です。
ええ、続きまして議案第7号その他の件ですが、最後の端のページ、1ページにですね、売りたい・貸したい、そして貸したいという件が2件出てきておりますので説明をお願いします。

事務局

売りたい・貸したいについて説明を致します。

まず、1番は売りたい・貸したい農地で所有者は[REDACTED]で所在地は香北町五百歳字上久保16番1、計7筆ありますとて2043m²となります。金額については相場という事で申出書が出ております。資料は49となります。

もう1件は貸したい農地という事で2番になりますが、申請者は[REDACTED]、所在地は土佐山田町字古町1647番2、外3筆で計4筆となります。面積は合計で2,362m²、金額は相場という事です。ただですね、現在水稻が作付けされているため、11月以降に、まあ、貸したい。それと土をどこかへ持つて行ったりしない方に貸したいという事です。資料は50です。

議長

まああのう、土の問題はね、近くで、昔、緑化木を植えちよつたところがあつたがです。その移動で土を根っこへどつさり付けて移動したところがあつて、その土地が、石がガラガラになって、そういう事を見ちゅうんでその事を言いやうがと思います。もう、あのう、三角の土地の黄色い最後の端のページ、50の資料1の下段の地図、航空写真がありますが、中に1648の5とかいう、ちよつと真ん中に黄色い線がある。これは昔ね、赤線と青線が入つてました。けれども[REDACTED]さんのお父さんがこの土地を買ってですね、水路がこの右の端の、ここ、昔は市道やつたけれども今、県の県道やつたか、けど、今市道になつちゅうと思いますが。その縁へ水路を移設しましたので、まあ、地目はこういうふうにならちゅうけれども、三角の部分1枚です。田んぼは。

まあ、そういうことで、もし何かあつて、香北の土地についてはですね、是非とも、地元の皆さん方も、あのう、今日は推進員さんも来ていただいておりますのでひとつ、香北の担当の推進員さんは是非ともお願ひをしたいと誰かに買ってですね、貸していただいて、作つて頂けるような形でお願いを思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。この件についてご質問があれば受けたいと思いますが、格段ありませんか。

その他の件ですね、あつせんについては西村君が言つた、先般、前回の会ですね、4条申請で[REDACTED]君から出ておりました、そのう、一時転用、石を置いてあるところの一時転用につきまして、若干、県の方でどう言いますか、許可は出来ないという判断をいただきました。現在保留になつてます。そういうことについて西村君の方からちよつと説明をさせて頂きます。

事務局

[REDACTED]さんですが、5月に4条申請、一時転用の4条申請をされております。その件について、今、県の方で審議しておりますが、違反の期間が13年あるという事で、まあ、期間が長いという事で、今審議中、保留というか許可できないという、不許可ではないが、許可できないという状況になつています。それはですね、現地の農地の区分として、農振の農用地であつてですね、農振の農用地の場合は一時転用は3年という期限がありまして、そこをですね、今、県の判断は重視されてます。まあ、実際、色々いろいろな申請において始末書等が提出されて認められてきている件も多々ありますが、今回についてはその3年を始末書によつてはですね、クリアさせないというような判断をもつていて、まあ、許可にならないというような状況です。それですね、[REDACTED]さんは、元々ですね、昨年度、3条申請、農地を買いたいという事でこういった申請をしてきておりますので、その昨年3条申請を一度香美市の農業委員会は不許可にしておりますが、今回、4条申請においてですね、復旧計画といいますか、工程表もきれいに出されております。あと始末書も自筆で書かれた丁寧な始末書も提出されておつてですね、香美市の農業委員会としてはそれが達成できると見込んでですね、5月の1回で適合という事で意見書を提出しておりますので。こういった経過もありますので、もし、[REDACTED]さんが3条申請、今後されてもですね、その見込みが立つという事でその期間の

間においてはですね、まあ、3条許可していいのではないかという意見を持っています。そこでですね、不許可になると農業委員会が今回、違反転用を解消するか、申請をして何らかな対応をするようにという事で指導してきておりましたので、それを本人さんがされておるのに、また、不許可になると非常にこう、農業委員会としてどういう事かって事になってしまいますので3条申請出たらですね、見込みがあれば許可していい事になってしまいますので、その辺も、そこについては協議という事になります。まだ、現在のところ、その申請ていうのは出てきおりませんが、今後出てくると思っておりますので、それについて今日ですね、協議というか方向性を出しておいてですね、まあ、事務局もやっぱり対応がありますので本人さんとの。そこをちょっと協議してもらいたいなという事です。

議 長

ええと今、説明がありましたけれども、まあ、我々の判断としてはですね、一時転用が3年間で認められるという判断の元にまあいいでしょうと5月に許可をしました。それを県の審議会の方でですね、事前にチェックしていただいたところ、既に違反であそこにああいうふうな石を置いちゃったという事についてですね。それは今から3年間いうても認めるのはいかんというふうに言われました。結果的に私らあは、あそこの3年で石を除けてですね、まあ、更地にするよと■さんの意見を聞いてですね、そういうことであればいいでしょうという事で判断をしております。今度、■君が、3条申請で、もし、申請が出てきた時に自分の農地に関して、全ての農地が有効利用されてないと許可できませんよというところに当たるわけですが、その時にはですね、香美市の委員会としては■君から3年以内にあの石と土はですね、除けて農地に返すというふうな形で申請が出てきますので、それをですね、まあ有効というふな事で判断させて頂いて、今後いつ、3条申請が出てくるかわかりませんが、まあそれは認めるという事で香美市の農業委員会は進めたいという思いをもってます。まあ、そういう事を言いますと他にもああいう事がありやあせんかえと言われる危惧もするところがあるわけですけども、今まであまりにもああいう厳しくチェックしてなかったというところもあってですね、まあ、今後については本人から解消するというふうな事が出てくればですね、認めざるおえんじやろうかと思ってますので。また、出てきた時点で、皆さん方にご協議をさせていただくという事にはしたいと思ってます。この件についてはですね、私としてもですね、やっぱり勇み足でちょっと県の方の了解というか県の方がどういうふうな判断をするかっていう事についてはなかなか判断しにくかったわけですけれども、まあ、香美市の委員会としてはこういう方法で進みたいんで皆さん方にこういう方法でお願いしたいという事で許可をしていただきましたけれども、県の方は許可ならんという事になりましたので、今後は検討せないかんと思ってますが。今度の■君についての3条申請、もう既に石、移動します。そういう関係ですね、まあ、3年内にきっとあの石が、除く、除けるという確約書を頂いてですね、まあ、許可をするというふうな事で進めていきたいという思いを持ってますんで、出てきた時には、また、説明させて頂きますのでそういう方向でお願いしたいと思ってます。何かご質問があつたら受けたいと思いますが、何かありませんかね。めったに無い機会ですし、こういう事も私も初めてでしたので、まあなるべくなら本人の希望に叶うような方向で進めていきたいと思いもあったわけですけど、県の見解としてはどうもそういうふうな方向ではいかんという話になりました。まあ、香美市独自の判断というわけにはいかんと思いますけれども、一応3年間のそので解消すると言う事を信じてですね、もし出てきた時には許可をしたいと思っています。

以上です。何かご意見があれば受けたいと思います。格段無いですかね。ええと、すいません。資料配っちゃう。

事務局 はい。

議長 すみません。資料が一部いっちゅうと思いますけど、平成29年度全国農業委員女性レシピグランプリについてですね、ちょっと事務局の方から説明しよう。

事務局 あのですね、香美市は女性の農業委員さんが1人、1名います。他の市は2名いたりしてですね、ちょっと香美市の女性委員さんは1人に、こういった女性会議、協議会議とかについては、ちょっと負担がかかっておると。如何こうして下さいとかはないんですけど、情報の共有という事でこれは期限が過ぎてますけど、今回、ちょっと事前にこういったのがありましたので、毎年こういうのをしておりますので、まあ、なかなか出ないかも知れませんが、こういったのもやっているという事で、まあ、奥様方とか知り合いが、こういったのがあればですね、来年に向けて出していただければと思っております。また、他にも女性委員さんに対していろいろありますので、また、助けてもらう時にはこちら、事務局からまた、委員さんにもお願ひするかも知れませんが、協力をよろしくお願ひします。

議長 上島委員、何かないかね。

委員(7番) 高知県女性農業委員会の方から6月7日にこの文章がきて締め切りが23日だったので誰に相談もする間も無く、締め切りが来てしまったので、何もされてない状態です。すみません。今後の事もありますので、皆様にご相談させてもらって対応させて頂きます。このレシピについては農業新聞の方に掲載されるようですので、また、ご高覧の方をお願いします。

議長 あのう、また、料理の関係で例えば上島さんが何かを作りたいとか、言うような事で、山田の特産品の野菜とかいう物ですね、協力できるものがあれば、また、協力させてもらいますので、また、是非言っていただければいいと思います。

委員(7番) よろしくお願ひします。

議長 他に何かありませんかね。

ちょっと5分ほど休憩します。県の講師の人が来てますんで、こっちへ入ってもらって25分辺りからスタートしたいと思いますのでちょっと休憩します。

事務局 定例会はこれで終わりですので、次回の定例会ですね、8月3日、木曜日です。土佐山田です。

議長 今度も山田。

事務局 はい。

また通知致します。この後、意見交換会がありますので。

閉会(14時19分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長 厚山一(伊藤)

署名人 須昭雄(伊藤)

署名人 西村玄吉(西村)